

Cherry Blossoms計画

日本大学 法学部 外山ゼミナール

1. 政策提言にあたっての問題意識

地方分権の推進とともに、全国で住民参加型のまちづくりを目標に、その中でまちづくり条例や住民基本条例が制定されている。しかし、京田辺市においては地域ボランティアへの参加は見られるものの、まちづくりには参加していないのが現状だといえる。現在、国や地方では間接民主主義、議会制民主主義が採用されていることから、住民が選挙に参加するのは選挙の日のみであるにもかかわらず、政治分野も含めてその投票率は低下している。それならば、思い切って“日本型の住民総会”を取り入れ、間接民主主義ではなく、直接民主主義を取り入れてみてはどうだろうか。

2. 住民総会

- ◆ 住民総会とは、アメリカの地方自治制度において発達した、住民が市政について決定を行う会議
→地域の予算や条例、その他の決定を参加者の投票によって定める
- ◆ 参加資格は、16歳以上の全住民及び市在住の外国人居住者
- ✓ 現行法(地方自治法第94条)には町村総会の規定のみ
→市においては住民総会の導入は不可能

3. 住民総会の導入にあたって

- ① 特区制度の活用
- ◆ 「町村」のように範囲を限定しない
→市においても住民総会制度の設置が可能
- 今回、私たちは特区の提言をするにあたり、国の大都市近郊の都市に当てはまる特区の申請書及び京田辺にあてはめた場合の条例案を作成した。そして、その前文に関しては京田辺弁や英語訳、女子高生業にしたものも作成した。
- 特区は本来、経済成長の観点から導入がなされてきたが、最近では教育や福祉、地方制度改革に関する特区の申請が認められてきている
- ② 京田辺で取り入れるときには
- ◆ 接民主制はなれてないので、急にやったら混乱する
→日本型の議会残存で総会を
- ◆ 住民総会で議決した議案→首長に提出→執行機関に委託→行政サービスを提供
- ◆ 住民総会の性質上、議決権は16歳以上の全住民に移る
→住民の声が直接的に行政に届く
→住民総会の参加によって住民が地域に関心を持つことが期待される

4. Cherry Blossoms計画

- ◇ “Cherry” →「初心者」、「真新しい」
- ◇ “Blossom” →「咲く」、「開花」、「花のように広がる」
- 住民総会が、市レベルで導入に至った場合、これは全国で初めての試みとなることから、京田辺市民にとっても「初心者」ということになる。そして、導入に至った特区が全国の都市に「花のように広がる」ことを目標とする計画である。

資料

地方公共団体に提出する特区の申請書

実現希望区分	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由
A. 特区	市における住民総会の導入及び議会の廃止	地方自治法で規定される町村総会について、町村という範囲を限定せず、市においても設置可能とする。	市議会に代わって、住民総会を実施することにより、住民の声を直接的に行政に反映させることを目的とする。具体的には、住民総会で可決された議決を執行機関である首長がこれを承認するとする。住民総会への参加は法的な制約を受けないため、16歳以上の住民及び京田辺市在住外国人の参加を認める。ただし、議会を廃止することで生じる議員の措置を懸念して、議会は暫定的に併設する。そして、任期が終えるごとに次の選挙での当選枠を削減していき、最終的に議会は廃止し、住民だけで自治体の基本方針を決定させる制度に変えていく。 提案理由：京田辺市では市民の声を取り入れた政治や行政を目指している側面で、住民のそれらに対する関心度は低い。そこで、本特例措置により住民総会を実施することで地域の住民が行政に関心を持ち、意見を行政に直接反映させることが可能になる。そして、議員を廃止することにより、議員の給与が財政支出から省かれることになる。

プロジェクト名	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案分野	提案主体名	提案主体分類コード	都道府県	都道府県コード
Cherry Blossam	地方自治法第94条	総務省	11 地方行革関連	外山ゼミナール	f その他(地方自治体と民間企業等との共同提案等)	京都府	26 京都府

条例の前文

われわれ京田辺市民は、住民主権の考え方を基本とし、市政への住民参加の拡充のため、住民総会の設置を決意した。

そもそも地方自治とは、住民が、自分たちが住み、暮らしている地域のことは、住民自らが考え、自らが決定し、責任をもって実施していくという考え方を基本にしている。こういった市民参加の意識は、重要である。

この条例は、そのような市民参加の意識の象徴であるとされる住民総会の基本を定めたものである。

この住民総会における住民とは、20歳以上の住民ほか、高校生などの16歳以上の住民、さらに外国籍を有する住民を含むものとする。

住民が市政に参画していく権利や機会の拡充を通じて、市の基本構想の一つである市民参加のまちづくりが実現されることを願い、ここに「京田辺市住民総会条例」を定める。

条例の目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 総会の構成者及び権限(第2条、第3条)

第3章 総会の結集及び会議(第4条―第7条)

第4章 議長及び副議長(第8条―第9条)

第5章 会議(第10条―第17条)

第6章 事務局及び図書室(第18条、第19条)

第7章 雑則(第20条―第22条)